

公立大学法人奈良県立大学教職員の役職定年等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の教職員の役職定年並びに60歳超の教職員の給与及び勤務条件の特例等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第2項に規定する附属高校教員及び一般職員（以下「職員」という。）に適用する。

第2章 役職定年

(役職定年による降任等)

第3条 理事長は、管理監督職（公立大学法人奈良県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条第1項に規定する管理職手当を支給される職。以下同じ。）を占める職員で満60歳に達している職員については、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）に、管理監督職以外の職への降任又は転任（以下「降任等」という。）をするものとする。

2 前項の適用にあたっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- 三 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(役職定年の特例)

第4条 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認め、当該職員の同意があるときは、引き続き1年間、当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により引き続き管理監督職を占める職員について、前項に規定する事由が引き続きあると認め、当該職員の同意があるときは、更に1年間（当該期間内に就業規則第20条第2号の規程に基づく定年退職日がある職員にあっては、当該日までとする。）、当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。ただし、更なる延長は2回を超えることができない。

3 前2項により特定日前より引き続き管理監督職を占める職員について、当該期間が満了した場合には、前条の例により、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。

第3章 60歳超職員の給与に関する特例

(60歳に達した職員の給与の特例)

第5条 職員の給料月額、特定日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与規程第9条第1項その他の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の規定により管理監督職を占めたまま勤務する職員(附属高校教員は除く。)には適用しない。

(役職定年した職員の給与の特例)

第6条 第3条第1項に規定する降任等をされた職員であつて、特定日に前条の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が特定日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、前条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が給与規程第9条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「給与規程第9条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(第6条の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の基礎額)

第7条 前条の規定による給料を支給される職員に対する給与規程第26条第8項(給与規程第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人奈良県立大学教職員の役職定年等に関する規程第6条の規定による給料の額との合計額」とする。

(第5条の規定の適用を受ける附属高校教員の手当の額)

第8条 第5条の規定の適用を受ける附属高校教員に対する給与規程第25条第2項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

2 第5条の規定の適用を受ける附属高校教員に対する給与規程第30条第2項の規定の適用については、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第4章 定年制度に関する情報提供及び意思確認

(満60歳に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

第9条 理事長は、当分の間、職員が満60歳に達する日の属する年度の前年度(次項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)において、当該職員に対し、

当該職員が満 60 歳に達する日以後に適用される雇用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 2 情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者については、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間のうち、できる限り速やかに前項に定める情報の提供及び勤務の意思の確認を行うものとする。

第 10 条 前条の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第 1 号から第 3 号に掲げる情報にあっては、当該職員が満 60 歳に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- 一 第 3 条の規定による役職定年による降任等に関する情報
- 二 特定日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- 三 当該職員が満 60 歳に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に就業規則第 20 条第 2 号の規定により定年退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- 四 前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

- 2 前項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した書面を交付することにより行うものとする。

第 11 条 理事長は、前条の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

- 2 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
 - 一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
 - 二 満 60 歳に達する日以後の退職の意思
 - 三 その他理事長が必要と認める事項
- 3 前項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した書面を職員に提出させることにより行うものとする。

第 5 章 雑則

（雑則）

第 12 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。